

# 令和8年駒ヶ根市教育委員会第5回定例会 次第

令和8年4月28日(火) 午後2時  
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 P1
- 3 事業報告及び事業計画 P4  
・定例教育委員会 5月26日(火) 午前10時 南庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件  
議案第1号 学校運営協議会委員の任命について P6  
議案第2号 駒ヶ根市就園・就学支援委員の任命について P13  
議案第3号 駒ヶ根市学校給食センター運営委員会委員の任命について P15  
議案第4号 駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について P16  
議案第5号 名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について P17  
議案第6号 駒ヶ根市公民館運営審議会委員の委嘱について P18  
議案第7号 駒ヶ根市社会教育委員の委嘱について P19  
議案第8号 業務量管理・健康確保措置実施計画について P20
- 5 協議事項  
(1) 総合教育会議について P28
- 6 報告事項  
(1) 上伊那市町村教育委員会連絡協議会総会並びに研修会について P32  
(2) 行事共催等承認申請の専決処分について P33
- 7 その他
- 8 閉 会

## 令和8年 第5回 駒ヶ根市定例教育委員会

新任校長・教頭の辞令交付、新任校長着任関係、新任教職員歓迎会・・・4月1日より、過密なスケジュールの中ご対応いただきありがとうございました。また、4月6日は桜をはじめとする春の花々に歓迎され、小中学校の入学式が挙行されました。こちらのご対応につきましても御礼申し上げます。

入学式・始業式から1ヶ月が経ちましたが、各学校とも順調なスタートが切れていると思います。校長先生方からは、「インフルエンザ等々の理由で入学式に参加できなかった児童・生徒が何名かいる。」といった報告も受けました。関係する校長先生方には、後日当該児童・生徒さんに、校長室等で是非とも入学式を行って下さいとお願いしました。私も校長職最後の年、コロナ禍により入学式に参加できなかった新生がおりましたので、ささやかではありましたが校長室で入学式を行いました。（卒業式は時間をずらしたり、後日行ったりしたことはありましたが、入学式を複数回行ったということは、長い教員生活で初めてでした。）その際、参加生徒が堂々と中学校生活に向けた意気込みを語ってくれたことを思い出しました。

### 学校行事、地域活動等々・・・非日常での学びの大切さ

赤穂中・東中とも、3年生は慌ただしさの中でしたが修学旅行が実施されました。各校からは大きな成果をあげて無事終了できた旨、また3年生の留守中、学校をしっかりと支えながら生活していた2年生・1年生の姿も報告がありました。今の仲間と行った一生に一度の修学旅行。それがどのような日だったのか。3日間きっと思い出に残る良い日・良い時間だったことと思います。その背景には、先生方の細やかな準備や配慮もあったことでしょう。（このこと無くして成功や感動はありません。）先生方にも感謝で一杯です。

私の経験上、修学旅行は子どもたちの成長のきっかけとなるドラマがつきものです。私が最後に修学旅行を引率したのが令和4年度。その時にも次のようなことがありました。

コロナ禍、県内の感染者数も下げ止まりの傾向ではありましたが、「学びを止めない」「行事を止めない」方向で教育委員会とも何度も確認し、予定通り修学旅行が実施できました。私自身も3年振りの2泊3日奈良・京都修学旅行の引率でした。

旅行当日、朝の職員ミーティングで「昭和でも平成でもない、令和の修学旅行をお願いします。」と、話しました。一言でいうと、本校で大切にしている「対話から思考を深め（判断し）、自己の学びの質を深めることができる生徒。」を表現・体現する修学旅行です。乗（行動細案）に示されている「決められたこと」や、学級・学年係長や先生方に「言われたこと」を、より「早く」「正しく」「正確に」遂行する所謂「昭和や平成の修学旅行」ではなく、今ある状況や不測の事態に対して「対話して判断する」「協働する」「臨機応変に適応・対応する」「新しく創造する」「考える」「発信する」「議論する」などを大切にしたい修学旅行を創り上げてほしいという願いからです。

1日目の夜、「不要物の持参」がわかりました。私の経験から「昭和の修学旅行」では全員が荷物確認をして、出てきた不要物は担任の先生が一旦預かり、帰校時に返却です。「平成の修学旅行」では、大広間を借りて学年集会、その後の学活で自己申告にて不要物を提出するといったところでしょうか。

今回の修学旅行では、「自分たちで考える」という対応でした。翌日の朝食後（タクシー班別研修出発前）に、担当の先生から前夜の不要物のことにも触れながら、「皆で話し合い、協力して、安全に、楽しんで」ということと、（私の解釈では）「自由という責任の重さ」ということについて確認して研修をスタートさせました。この日の子どもたちは、充実した顔（充実した気持ち）で宿舎に戻り、夜は不要物の話題はありませんでした。タクシー研修の一日で、どんな成長があったかおわかりかと思います。これが「令和の修学旅行です。」……………

赤穂中、東中の生徒の皆さん、先生方、どのような新しい発見、どのような学びがあったのか。帰ってきた3年生のこれからの期待が膨らみます。「同じ釜の飯を食う」、今の仲間と行った「一生に一度の修学旅行」、非日常の学びの大切さは測り知れません。

**市内校長会での確認事項・・・共有をお願いします。**

**1. R8年度、4月スタートに当たり**

- ・初任者を含め、新任職員を迎え新しい風が吹き始めた。
- ・大卒初任者(齋藤)・・・教育実習以来の対面授業や学級活動などの実践もほとんどない状況。
- ・いきなり担任や教科担任として子どもや保護者の前に立つ心境を想像すると・・・。
- ・先生方も子どもたちも「自然な」「自分らしい」「自分にしかない」姿でいることが大切。
- ・学習指導、生徒指導、学級経営・・・マニュアルはありますか？マスター方法はありますか？
- ・AさんとBさん、C組とD組、子どもたちが一人ひとり異なるので当たり前のこと。
- ・そのため、ベテランの先生方、先輩の先生方も、統一すべきは統一することをきちんと理解した上で、それぞれのやり方で皆がんばっている。
- ・子どもたちや家庭、地域は、時代の変化、社会の変化により、新しい豊かさや新しい喜びを求めていることも事実。
- ・ここで必要なのは新しい人。社会も地域も学校も新しい人を求めている。
- ・自分だけしかない個性、「自然な」「自分らしい」「自分にしかない」感性。とりわけ学校現場では、子どもたちにプラスに生きる先生方の感性が大切。
- ・この「感性を磨く」のは研修しかありません。ダイヤモンドを磨くのはダイヤモンドしかありません。人を磨くのは人です。

**2. PTA関係・保護者のみなさんを最大にして最高の応援団に！**

- (1) 参観日に来校する保護者の気持ちを想像してみましょう。
- ・自分の子どもは、小学校・中学校でちゃんとやっているだろうか。
  - ・先生は、自分の子どもを大切にしてくれているだろうか。
  - ・自分の子どもは、楽しく学校生活や学習に取り組んでいるだろうか。
  - ・子どもが分かるようにかかわって、子どもに力をつけてくれる先生だろうか。
  - ・先生と子どもの関係はどうだろうか。先生は自分の子どもを気にかけてくれているだろうか。
  - ・自分の子どもは、友だちとうまくやれているだろうか。
- (2) 気持ちに応え、「学校力」「職員力」を発揮しましょう。
- ・子どもたちが主体的・意欲的に取り組み、子どもが活躍できる場の設定。
  - ・子ども同士がお互いを認め合ったり、賞賛したりする場面や雰囲気大切に授業。
  - ・先生が子どもを認めている姿勢、先生の笑顔やうなずき、賞賛の言葉。
  - ・「対話的な学び」や「自分なりに納得する考え」を大切に展開。
  - ・親しみやすい雰囲気と、追究場面等での真剣さ、といった「めりはり」。
  - ・困ったとき、つまづいたときの、温かい支援・眼差し・声がけ。
- (3) 初めての学級懇談会
- ・保護者を覚え、心が通じ合う時間に。
  - ・「私(担任)の教育方針」を分かりやすく語る。
  - ・4月当初の生活や授業から、学級のよさ、子どものよさを具体的な姿で伝える。
  - ・プリント・・・家へのお土産、家族の話のきっかけ、来られなかったご家庭への配慮のために。
  - ・「子どもから学ぶ」謙虚な姿勢。よき聴き手役で。
  - ・要望等も真摯に受け止め、内容によっては「後日学校で相談してお答えします」と留保し、学年主任や教頭先生に素早く報告・連絡・相談。

### 3 駒ヶ根市の学校にお勤めいただく先生方のために

～ 教育公務員・学校職員としての遵守事項、教育長・教育委員会からのお願い

信州教育・上伊那教育・駒ヶ根市の教育の信頼をめざして ～

「先生」と呼んでくれる児童生徒のために 自分の人生のために 愛する家族のために

- (1) 非違行為・信用失墜行為の根絶・・・駒ヶ根市の教職員は絶対にしない
  - ・交通法規違反 ・飲酒運転、酒気帯び運転 ・スピード違反
  - ・わいせつな行為 ・セクシャルハラスメント（児童生徒へ、同僚へ）
  - ・体罰 ・暴言 ・パワーハラスメント
  - ・不適切な金銭管理 ・不適切な会計処理 <学年会計・部活動会計 等々>
  - ・機密情報漏洩 <個人情報・USB・パソコン等の管理>
  - ・保護者や同僚、児童生徒等との不適切な関係 <携帯メールやライン等>
- (2) 瞬時の判断をためらわない
  - ・救急車、パトカー等をよぶことは、その時、その場の先生方の判断で。ためらわず。校長、教頭の判断を仰ぐ必要はない。何かあったときの責任は校長です。
  - ・学校事故は学校の責任で医療機関に。（特に首から上の事故・けが）
  - ・欠席の児童・生徒への連絡や家庭訪問はていねいに。
  - ・児童・生徒の失禁、嘔吐等に対する判断を瞬時に、適切に。
- (3) 窓口は教頭先生1本
  - ・ためらわず、あらゆることを報告・連絡・相談（見届け）できる体制・関係づくり。
  - ・外に出す文書（学年通信、学級通信、部活動通信等）は公文書。教頭先生に一読してもらう。
  - ・外部（全て）との対応窓口は、基本的には教頭先生。
- (4) お互いが気持ちよく働ける職場に・・・働き方改革
  - ・長野県教育公務員として、時間外勤務縮減に取り組み、子どもと向き合う時間の確保に努めなければならないという気持ちで。
  - ・仕事の分業化・効率化等で、先生方自身が健康で元気よく働ける職場に。
  - ・近くの先生方、お互いからの声がけ（仕事の打ち切り、帰宅 等）ができる関係づくりが大切。
  - ・年休、療休等は「お互い様」の気持ちで。「私」もいつか支えられる立場になる。
  - ・「お先に」「お疲れ様でした」、気持ちよく早く帰り、家族との生活も大事にできる職場に。
- (5) 生徒・保護者・地域の方々にとっては、みんな「先生」・・・品格と感覚を磨く研修
  - ・生徒・保護者・地域の方々にとっては、みんな「先生」。
  - ・教育者としての「品格」と「感覚」を磨く研修。

### 4 その他

- (1) 不登校・集団不適応対応
  - ・赤穂小学校（TANE）の取組み。赤穂中学校（校内フリースクール：仮称）の取組み。東中学校（出張フリースクール）の取組み。
  - \* 赤穂東小（モデル校）の学校作業療法室の取組み・・・校長会、特コ連絡会、特支支援員連絡会、いじめ・不登校支援委員会、市内校長会、市内教頭会等で情報交換・情報共有。
  - \* 「行きたいを叶える学校づくりへの挑戦」に係る各学校の取組みをお願いしたい。
- (2) 避難訓練・・・命にかかわる大切な訓練。
- (3) 部活動地域展開にかかわって
  - ・部活動の精選 ・平日活動の地域展開 ・大会参加及び、大会参加に係る輸送費補助
- (4) 欠席連絡、遅刻連絡、早退連絡
  - ・朝の会・朝の学級活動時に登校していない場合には、最優先で保護者連絡・確認を。
  - ・早退については、原則保護者引き渡し。

4月分 教育委員会事務事業計画

2026年4月23日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	水	8:15 園長辞令交付[教育長室]	教育長、次長、子ども課
		8:40 新任校長・教頭、市長懇談会[応接室]	教育長、教育長代理、次長、子ども課
		9:00 市職員辞令交付式[本庁大会議室]	全職員
		9:00 文化財団辞令交付式[文化センター]	社会教育課
		10:30 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		13:30 部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:00 新任・転入教職員歓迎の会[南庁舎大会議室]	市長、教育委員、教育長、次長、両課長
		16:30 給食財団辞令伝達式[保健センター大会議室]	教育長、子ども課長
2	木		
3	金	市内保育園幼稚園入園式[各園]	教育長、次長、子ども課
4	土		
5	日		
6	月	Am 市内小学校入学式 Pm市内中学校入学式[各校]	教育委員、教育長
		9:00 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
7	火	9:00 市内教頭会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
		13:30 市内園長会[保健センター第1会議室]	教育長、子ども課長
8	水	9:30 伊那支援学校入学式[伊那市園学校]	欠
		9:00 市内校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		14:30 第1回区長会[本庁大会議室]	教育長、次長
9	木		
10	金		
11	土	ホッケー国際マッチ観戦[東京都大井ホッケースタジアム]	社会教育課
12	日		
13	月	9:00 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
14	火	13:30 県教委との連絡会(県施策説明会、全体会議)[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		14:30 上伊那市町村教委 全体会議[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		16:00 上伊那市町村教委代議員会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		16:00 市内公民館連絡協議会[赤穂公民館]	社会教育課
		18:30 市スポーツ協会理事会[保健センター大会議室]	次長、社教課
15	水	15:00 天竜かっぱ広場運営委員会[かっぱ館]	教育長、社会教育課
		19:00 青少年育成委員会総会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
16	木	18:30 市スポーツ推進委員会[アイバル]	教育長、社会教育課
17	金		
18	土		
19	月	9:00 県下弓道駒ヶ根大会[弓道場]	次長、社教課
		9:00 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
20	月	PM 国スポ専門委員会(輸送交通・競技式典)[市役所大会議室]	次長、社会教育課
21	火	15:00 上伊那社会教育委員連絡協議会[伊那合庁]	社会教育課
22	水	18:30 市町村対抗駅伝大会出場選手激励会[保健センター大会議室]	教育長、次長、社教課
23	木	10:00 県スポーツアワード表彰式(赤中新体操部)[県庁]	社会教育課
		16:45 市保育協会総会[市役所大会議室]	教育長、次長、子ども課
24	金	PM 国スポ専門委員会(総務企画・おもてなし)[市役所大会議室]	次長、社会教育課
25	土	6:00 赤穂公民館バードウォッチング[大沼湖周辺]	赤穂公民館
26	日	9:00 長野県市町村対抗駅伝(市町村対抗小学生駅伝大会)[松本市]	社会教育課
27	月	こどもかっぱ祭り[おもしろかっぱ館]	社会教育課長
		9:00 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		13:30 部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		19:00 市スポーツ少年団代議員総会[保健センター大会議室]	教育長、次長、社会教育課
28	火	14:00 定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、教育委員、次長、両課長
29	水	17:00 十二天の森を守る会総会[公道館]	教育長、次長、社会教育課
30	木	15:00 文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課

## 5月分 教育委員会事務事業計画

2026年4月23日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	金	16:00	地元県議との懇談[市役所大会議室]	教育長、次長
2	土			
3	日	8:30	東伊那公民館 高鳥山あるけあるけ[高鳥谷山]	社会教育課
		10:00	馬見塚蜜玉神社例大祭[馬見塚]	教育長
4	月			
5	火			
6	水			
7	木			
8	金	10:00	6月補正予算理事者査定[市長応接室]	教育長
		15:00	給食財団理事会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課長
9	土			
10	日			
11	月	9:00	庁議[大会議室]	教育長、次長
			かけっこ教室[東伊那小]	社会教育課
			かけっこ教室[赤穂東小]	社会教育課
12	火	10:00	来客(台湾・雲林県)[市役所第5会議室]	教育長、次長
		16:15	学力向上検討委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
13	水	10:00	文化財団館長会[文化センター]	社会教育課
		14:00	郷土愛プロジェクト[南庁舎大会議室]	教育長、子ども課
			かけっこ教室[中沢小]	社会教育課
14	木		かけっこ教室[赤穂南小]	社会教育課
		10:00	文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		16:00	市職員共済組合監査会[市役所第3委員会室]	教育長
15	金		かけっこ教室[赤穂小]	社会教育課
		9:30	市内校長会[赤穂小]	教育長、次長、両課長
16	土			
17	日			
18	月	9:00	庁議[大会議室]	教育長、次長
		15:30	特別支援教育支援員連絡会[ ]	教育長、子ども課
		18:30	給食財団評議員会[市役所大会議室]	教育長、次長、子ども課
19	火			
20	水	18:30	地区子ども会総会[各地区]	社会教育課
		18:30	スポーツ協会評議員会[市役所大会議室]	教育長、次長、社会教育課
		18:30	地区子ども会総会[各地区]	社会教育課
21	木	10:00	上伊那市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		16:00	市内副園長会[保健センター第1会議室]	教育長、子ども課
22	金	15:30	幼児幼年教育研究会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
			県青少年補導センター補導員連絡協議会合同理事会[塩尻市]	社会教育課
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	10:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
		15:30	教育長部会[伊那合庁]	教育長
27	水			
28	木	15:30	特別支援教育コーディネーター連絡会	教育長、次長、子ども課
29	金	13:30	部課長会[市役所大会議室]	教育長、次長、両課長
30	土			
31	日			

## 駒ヶ根市立赤穂小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和8年4月28日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

## 記

## 1 氏名等

氏名	住所	備考
井坪 義文		会長
片桐 美登		副会長
上原 洋子		副会長
倉田 高志		区長代表
水上 俊雄		前区長代表
佐藤 順子		主任児童委員
西那 隆志		PTA会長
宮原 正博		PTA副会長
刈間 麻未		PTA副会長
白鳥 俊明		元PTA会長
北原 宏		元小学校長
上野 好弘		元PTA会長
小出 美紀		園長
伊藤 航		青年会議所副議長
西村 政春		校長
中山 亮		教頭
伊東 美水		教務主任
宮下 直哉		コミュニティ・スクール担当主任
安田 望		コミュニティ・スクール担当

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂東小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂東小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和8年4月28日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
佐藤 和樹		元PTA会長
小松 賢一		元PTA会長
北林 美恵子		元PTA副会長
佐野 榮		顧問
伊東 邦雄		町2区長
宮澤 清高		町3区長
加治木 今		町4区長
小出 稔		下平区長
原 正彦		学校評議員
川端 咲美		学校評議員
池口 美紀子		学校評議員
村上 崇子		学校評議員
浅井 和彦		主任児童委員
中村 恵子		民生児童委員
関 幸英		PTA会長
佐野 由紀恵		飯坂保育園長
松崎 ひとみ		
松崎 清		
小松 一宣		
松井 久江		

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで



駒ヶ根市立中沢小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成25年教育委員会規則第3号)第7条の規定に基づき、下記の者を中沢小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和8年4月28日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
坂井 昌平		応援隊長
宮下 兼秋		同窓会長
北原 康成		区長
北原 弥生		民生児童委員長
板山 とし子		主任児童委員
竹村 勝		館長
佐久間 暁		地域有識者
市川 元樹		PTA会長
橋倉 卓也		校長
石井 良治		教頭

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

駒ヶ根市立東伊那小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を東伊那小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和8年4月28日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
鈴木 啓治		区長
鎌倉 十三男		副区長
春日 由紀夫		館長
福澤 惣一		地域リーダー（会長）
田村 巴		支所長
小池 利男		区総務
竹村 真奈美		主任児童委員
伊沢 広海		PTA会長
市村 俊晴		PTA副会長
市川 百合恵		PTA副会長
鯉澤 琴江		社会教育委員
小池 直樹		主事
村上 美春		地域リーダー（副会長）
新井 幸徳		地域リーダー（コーディネーター）
赤羽 ふみ子		地域リーダー
中嶋 幸子		地域リーダー
金井 健		校長
富本 智子		教頭
大前 千枝		教務主任

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成25年教育委員会規則第3号)第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂中学校学校運営協議会委員に任命する。

令和8年4月28日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 齊藤 博

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
北原 美香		コーディネーター
小松 民敏		館長
堀内 豊彦		不登校傾向生徒支援リーダー
鈴木 しのぶ		園長
田中 明宏		前年度PTA会長
上野 真一		教頭
宮下 正彦		非違行為防止委員会第三者委員
浅井 和彦		主任児童委員
佐々木英明		校長
保坂 実		教頭
北島 由香		教務主任
松村 元文		生徒指導主事

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

駒ヶ根市立東中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を東中学校学校運営協議会委員に任命する。

令和8年4月28日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 齊藤 博

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
浅井 和彦		主任児童委員
板山 とし子		主任児童委員
竹村 真奈美		主任児童委員
竹村 勝		中沢公民館長
春日 由紀夫		東伊那公民館長
中城 広己		下平分館長
竹村 敏文		前PTA会長
松崎 哲也		PTA会長
小澤 充永		校長
藤原 健吾		教頭
辰口 憲治		教務主任
徳竹 夏生		ふるさと学習主任
小島 重樹		生徒会担当

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員として下記のとおり任命するものとする。

令和8年4月28日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

## 記

## 1 氏名等

氏名	勤務先等	備考
鈴木 敏洋	昭和伊南総合病院	小児科医
佐倉 礼子	子ども課	保育カウンセラー
下井 節子	〃	相談支援専門員
上村 啓子	昭和伊南総合病院	作業療法士
西村 政春	赤穂小学校	校長
小牧 美穂	赤穂東小学校	〃
板倉 新一	赤穂南小学校	〃
橋倉 卓也	中沢小学校	〃
金井 健	東伊那小学校	〃
佐々木 英明	赤穂中学校	〃
小澤 充永	東中学校	〃
森本 麗子	長野県伊那支援学校	教諭
一ノ瀬 久子	北割保育園	園長
下島 美恵子	美須津保育園	〃
鈴木 しのぶ	赤穂保育園	〃
佐野 由紀恵	飯坂保育園	〃
小原 千鶴	経塚保育園	〃
小出 美紀	すずらん保育園	〃
岸 圭子	中沢保育園	〃
春日 志保	東伊那保育園	〃
窪田 久美	福岡保育園	〃
宮澤 さつき	桜ヶ丘保育園	〃
高木 優子	聖マルチン幼稚園	〃
林 駿佑	J's 保育園駒ヶ根	園長代理
平沢 美樹	つくし園	園長

細田 俊幸	福祉課	社会福祉士
望月 愛里	子ども課	保健師
桐山 清一	〃	指導主事
塩澤 秀彦	〃	幼児教育アドバイザー
関 尚子	〃	家庭児童相談員
大野 加奈美	〃	〃
小池 みず希	〃	教育相談員
東谷 博美	〃	〃

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで  
(任期2年)

## 駒ヶ根市学校給食センター運営委員会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第 2 条の規定に基づき、駒ヶ根市学校給食センター運営委員会委員として下記のとおり任命するものとする。

令和 8 年 4 月 2 8 日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 齊藤 博

## 1 氏名等

選出区分	氏名	所属
識見を有する者	武田 忠	元赤穂中学校 P T A 会長
学 校 医	中谷 友香	中学校学校医
保護者の代表	西那 隆志	赤穂小学校 P T A
"	刈間 麻未	"
"	関 幸英	赤穂東小学校 P T A
"	犬塚 文恵	"
"	木村 佳樹	赤穂南小学校 P T A
"	遠藤 佳奈	"
"	市川 元樹	中沢小学校 P T A
"	堀内 悦子	"
"	伊沢 広海	東伊那小学校 P T A
"	市川 百合恵	"
"	都竹 周作	赤穂中学校 P T A
"	倉田 祐子	"
"	松崎 哲也	東中学校 P T A
"	藤澤 聡美	"
各学校の教職員代表	西村 政春	赤穂小学校 校長 (赤穂学校給食委員会)
"	白鳥 勝教	赤穂東小学校 教頭
"	中谷 弥哲	赤穂南小学校 教頭
"	石井 良治	中沢小学校 教頭
"	富本 智子	東伊那小学校 教頭
"	保坂 実	赤穂中学校 教頭
"	小澤 充永	東中学校 校長 (竜東学校給食委員会)

2 任命年月日 令和 8 年 4 月 1 日

3 任 期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和52年条例第43号）第2条の規定により、下記の者を駒ヶ根市文化財審議会委員に任命する。

令和8年4月28日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

記

1 氏名等

氏名	住所	分野	継続
小川清美		自然	14期
新井幸徳		歴史	2期
倉田文和		歴史	3期
氣賀澤厚典		人文	8期
諏訪博		人文	5期
田中清文		人文	16期

2 任命年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第5号

名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について

名勝光前寺庭園整備活用委員会設置要綱（平成24年2月6日告示第4号）第3条の規定により、下記の者を名勝光前寺庭園整備活用委員会委員に委嘱する。

令和8年4月28日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

記

1 氏名等

氏名	所属	専門分野
佐々木邦博	信州大学農学部 名誉教授	造園
吉澤 政己	NPO法人信州伝統的建造物保存技術研究会理事長 工学博士	建造物
笹本 正治	長野県立歴史館 参与	人文
大窪久美子	信州大学農学部 教授	植物
吉澤 道人	宗教法人光前寺 住職	
北澤 洋	宗教法人光前寺 総代会長	
氣賀澤 厚典	宗教法人光前寺 総代会副会長	
北村 政幸	宗教法人光前寺 総代会会計	
田中 清文	駒ヶ根市文化財審議会 会長	
小澤 一芳	一般社団法人 駒ヶ根観光協会事務局長	

2 委嘱年月日 令和8年4月1日

3 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び駒ヶ根市公民館条例（昭和54年条例第24号）第5条の規定により、下記の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

令和8年4月28日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

## 記

## 1 駒ヶ根市立赤穂公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
伊藤 和喜	学識経験者	■■■■■	R8 市区長会（町一区区長）
菊間 麻未	学校教育関係者	■■■■■	R8 赤穂小学校PTA副会長

## 2 駒ヶ根市立中沢公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
橋倉 卓也	学校教育関係者	■■■■■	中沢小学校長
市川 元樹	家庭教育関係者	■■■■■	R8 中沢小学校PTA会長
北原 康成	学識経験者	■■■■■	R8 中沢区長
中山 薫	社会教育関係者	■■■■■	R8 分館長会長
下島 裕一	社会教育関係者	■■■■■	中沢スポーツ協会会長

## 3 駒ヶ根市立東伊那公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
金井 健	学校教育関係者	■■■■■	東伊那小学校長
鈴木 啓治	学識経験者	■■■■■	R8 東伊那区長
滝澤 克美	社会教育関係者	■■■■■	体育協会会長・小学校クラブ指導員

4 委嘱年月日 令和8年4月1日

5 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日

（任期は前任者残任期間）

## 駒ヶ根市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条第2項及び駒ヶ根市社会教育委員条例（昭和59年条例第5号）第1条の規定により、下記の者を駒ヶ根市社会教育委員に委嘱する。

令和8年4月28日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 齊藤 博

## 記

## 1 氏名等

氏名	住所	備考
鯉澤琴江		学識経験者
西村政春		学校教育関係者
佐藤和樹		学識経験者
林美由紀		学識経験者
原文子		学識経験者
永井由美子		学識経験者

2 委嘱年月日 令和8年4月1日

3 任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日

駒ヶ根市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)

令和8年4月

駒ヶ根市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状	22
2. 目標	23
3. 計画の期間	23
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	23
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	26

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、駒ヶ根市教育大綱の理念である「夢と希望にあふれる子どもたち」の育成と「文化的・健康的な市民」の形成を基盤とする。子どもたちが自ら考え、行動する「内から育つ」力を引き出すためには、教員が一人ひとりに寄り添い、「子どもと向き合う時間」を十分に確保することが不可欠である。

公務の効率化を進めるとともに、教員一人ひとりが自らの働き方プランを立てて実践することで、心身ともに健康で教育活動に邁進できる環境を構築する。

### (2) 駒ヶ根市の現状

- ・駒ヶ根市では、令和元年6月に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する内容を含んだ、「駒ヶ根市立小・中学校職員の勤務時間に関する規定」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ・こうした取組の結果、駒ヶ根市における教育職員の時間外勤務時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外勤務時間の状況】

小学校	平均 月 34.14 時間
中学校	平均 月 33.49 時間

※ 時間外勤務時間は、「平日及び休日の時間外勤務時間合計時間」と「持ち帰り仕事合計時間」を合わせたものをさす。

#### 駒ヶ根市 学校教職員 令和6年度「月別一人あたりの時間外勤務時間」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	44:55	40:24	41:06	39:53	10:36	40:12	44:48	36:46	31:30	24:29	31:22	24:47
中学校	41:57	41:05	38:49	39:00	21:54	39:36	41:57	41:06	37:46	19:00	22:24	21:17

- ・1人当たりの時間外勤務平均時間が、45時間を超える月はないが、45時間を超える教育職員は一定数いる。
- ・校務分掌などの業務や部活動指導の負担感が大きくなっており、教員業務支援員等や部活動地域展開の拡大を図るとともに、市費採用職員等の拡充、育成にも積極的に取り組むことによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕

を創出することが必要である。

- ・こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条（令和8年4月1日施行）に基づき本計画を策定する。

## 2. 目標

### (1) 時間外勤務時間に関する目標

市内7小中学校	月 30時間以下
---------	----------

- ・1ヶ月時間外勤務時間が年間を通して月平均30時間以下の学校の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外勤務時間の月平均時間が前年度より減少する。
- ・時間外勤務時間の縮減により教員にゆとりが生まれ、子どもたちと向き合う時間を確保する。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける※1高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【12.4%】
- ・ストレスチェックにおける※2総合健康リスクの値を90以下とする【92】

※【 】内は、令和7年度市内7校の平均数値。

※1 「メンタルヘルスの不調リスクが高く、医学的・専門的なケアが必要な状態にある人」

※2 健康障害（休職や疾患）の発生リスク

## 3. 計画の期間

- ・令和8年度～令和10年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」〈別表1〉を踏まえた業務の見直し

#### A 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を今後も推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・「伊南地域の児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」等において、警察と教育委員会の間で緊密な連携を図ることや、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・給食費については、赤穂・竜東学校給食委員会で徴収・管理を行う。その他については各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、連絡アプリを使用するなどして連絡調整を行う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等のうち、法律上の問題については、県のスクールロイヤー制度での法律相談を活用できる体制を、校長会等において各学校の管理職へ事前に周知し、トラブルが大きくなる前に早めの相談・活用を呼びかける。

**B 教師以外が積極的に参画すべき業務**

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校が保護者へ配布する広報資料については、保護者連絡ツールの活用により、事務負担の軽減を図る。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・安全な通信環境を維持するため、ネットワークの安定運用を行うとともに、操作指導や軽微な設定変更、トラブル発生時の迅速な復旧対応として、ICT支援員を各学校へ配置する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・老朽化が進んでいるプールの、水質管理や機械操作等教員の負担を軽減すべく、水泳授業の民間委託を進めていく。

◇校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・外部への管理委託が可能な施設については、外部委託をして開錠・施錠管理等を行う。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃や環境整備等について、PTAや地域ボランティアとも連携しながら実施する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・引き続き、「駒ヶ根市部活動地域展開協議会」で、駒ヶ根市の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の現状を把握し、活動の成果と課題についての情報共有・情報交換を通して、持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境の構築と、学校部活動の段階的な地域展開の方向性を協議する。

### C 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

#### ◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・栄養教諭や食育懇話会と連携して、食育に取り組んでいく。

#### ◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮、⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を、引き続き各校に配置できるよう県教育委員会に働きかけていく。

#### ◇学校行事の準備・運営、進路指導の準備（「3分類」⑰、⑱関係）

- ・地元企業や商工会議所、郷土愛プロジェクト等と連携・協力し、キャリアフェスや職場体験などの活動を支援する。

#### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・学校へ作業療法士を配置し、心・身体・環境の充実を重視した、ウェルビーイングの観点から、より良い学校環境の実現を目指す。

### (2) 学校における措置の推進

- ・職務経験が浅い教育職員が、同僚である他の教育職員から必要な助言や支援を気軽に、効果的に得られる仕組みを構築する。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数は、年度初めの計画段階において、実際に必要な授業時数を慎重に検討したうえで適切に設定する。
- ・当初の目的が十分に果たされておらず、十分な効果が期待できなくなった活動については再検討を行い、清掃時間やその頻度の調整、放課後活動を勤務時間内で運用できるよう改善するなど、日課表の工夫を含めた合理的な見直しを進める。
- ・デジタル技術を積極的に活用し、職員会議や分掌業務をはじめとする校務の効率化を図る。
- ・事務文書等の作成において、項目や内容の簡略化を図るとともに、学校間での書式の統一と共有を推進する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1ヶ月あたりの時間外勤務時間が80時間を超えた教育職員については、医師による面接指導を適切に行えるよう取り組んでいく。
- ・勤務間インターバルとして11時間を目安に確保できるよう努める。
- ・教育職員50人未満の学校も含めてストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析結果を活用しながら職場環境の改善を推進する。
- ・学校において月に1回以上の定時退校日を設けることを推進するとともに、長期休業期間中においては休日を含めて7日以上为学校閉庁日を設定するよう取り組む。

#### 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取り組みを着実に実行するため、学校における教育職員の在校等時間の状況を毎年度把握し、その結果を駒ヶ根市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会および総合教育会議に報告するものとする。
- ・時間外勤務時間の目標達成状況については、駒ヶ根市で導入している出退勤管理システムを活用して把握し、その他の目標に関しては、教育委員会が実施するストレスチェックの結果を基に把握するものとする。
- ・教育委員会は各学校の状況を確認し、課題が確認された場合は聞き取りや指導を行う。特に、時間外勤務時間が長い教育職員や業務の持ち帰り、休憩時間の確保に課題がある学校には、速やかな改善を目指し個別の支援を実施する。
- ・地域ボランティアの確保や活動の充実を図るため、学校運営協議会と連携しながら取り組む。
- ・働き方改革が進み、子どもたちと向き合う時間が確保されているかは、評価支援シートを活用して確認する。

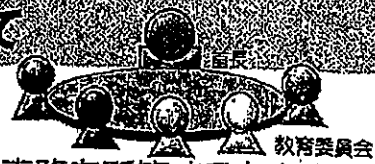
# 学校と教師の業務の3分類

◇教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。  
 ◇学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

<p><b>A 学校以外が担うべき業務</b></p>	<p>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>② 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p> <p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p><b>B 教師以外が積極的に参画すべき業務</b></p>	<p>⑥ 調査・統計等への回答 →学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</p> <p>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 →学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</p> <p>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 →教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</p> <p>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 →教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</p> <p>⑩ 校舎の開錠・施錠 →副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進</p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 →地域住民等の支援や、輪番等を促進</p> <p>⑫ 校内清掃 →児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</p> <p>⑬ 部活動 →一部活動の地域展開・地域連携を推進</p>	<p><b>C 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務</b></p>	<p>⑭ 給食の時間における対応 →食に関する指導については、栄養教諭等が対応</p> <p>⑮ 授業準備 →教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</p> <p>⑯ 学習評価や成績処理 →採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</p> <p>⑰ 学校行事の準備・運営 →関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</p> <p>⑱ 進路指導の準備 →就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</p> <p>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 →専門スタッフとの協働等を促進</p>
-----------------------------	---	----------------------------------	--	--------------------------------------	---

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

## 総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

### 1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

### 2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
  - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
  - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策  
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
  - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置  
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

### 3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

## 総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

\* いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

## 駒ヶ根市総合教育会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する駒ヶ根市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催)

第2条 会議は原則として毎年度4月、7月及び11月に開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

### (会議の招集及び進行)

第3条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 会議の進行は、教育次長が務める。

### (傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

### (傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、市長において傍聴を不適當と認める者

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

### (傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

### (傍聴人の員数制限)

第8条 市長は、会場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

### (議事録)

第9条 市長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき非公開とされた議事のほか、会議が必要と認めるときは非公表とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名

- (3) 協議・調整が行われた事項とその内容
- (4) その他必要と認める事項
- 2 議事録の公表は、駒ヶ根市公式ホームページに掲載することにより行う。  
(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会子ども課に置く。  
(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から施行する。

---

(参考) 地教行法抜粋

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - (1) 地方公共団体の長
  - (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

上伊那市町村教育委員会連絡協議会総会・研修会（素案）

○令和8年7月1日（水）午後～

○研修①

会場：ふるさとの家（赤穂公民館）

内容：講演会「県内唯一のホッケー競技を盛り上げていくには」

講師：男子Alpinista信州

女子Esperanza Nagano（エスペランザ長野） ← 検討中

山田 恵美さん ← 検討中

駒ヶ根市を拠点として活動する「Alpinista信州」と「Esperanza Nagano」が現在の所在や状況、2028年開催の国スポに向けたこと、将来の展望など。

オリンピックパリ大会で、審判として日本人唯一選ばれた、駒ヶ根市ホッケー協会所属、山田恵美さんとあわせて、駒ヶ根市での今後のホッケー活動について。

研修②

会場：ふるさとの丘（アルプスドーム）

内容：ホッケー体験会

講師：男子Alpinista信州

女子Esperanza Nagano ← 検討中

山田 恵美さん ← 検討中

ホッケーに触れてもらうための体験会実施。

山田さんが審判をし、人数が集まればエキシビジョンマッチを行う。

R8-4 定例教育委員会報告 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	実施時期	行事等の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	備考
後援	7-170	朝日新聞「EduA」新聞活用講座	株式会社朝日新聞社	令和8年5月16日(土)10:00~16:00	(公財)南信州・飯田産業センター	承認	
後援	7-171	上伊那コーラス交歓会	童謡コーラスつくしんぼ	令和8年6月21日(日)1:00~	駒ヶ根文化会館	承認	新規
後援	7-172	第3回北信越ママさんバレーボール大会 上伊那地区予選会	長野県ママさんバレーボール連盟	令和8年4月26日(日)7:30~13:30	駒ヶ根市農業者トレーニングセンター	承認	
後援	7-173	スポーツクラブin上伊那	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和8年5月30日(土)~令和8年12月19日(土)	泰成スポーツフロア 伊那市エレコムアリーナ 宮田村体育センター	承認	
後援	7-174	カノラータ・オーケストラ 第30回定期演奏会	カノラータ・オーケストラ	令和8年7月12日(日)14:00~16:00	岡谷市文化会館カノラホール 大ホール	承認	
後援	7-175	33th Piano Concert	横前ピアノ教室	令和8年5月10日(日)14:00から17:00	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認	
後援	8-001	BRUSH A LIVE 2026	ダンススクール ブラッシュアップ(BRUSH UP)	令和8年5月8日(土)15:00~18:00	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認	
後援	8-002	第23回ニシザワ文芸コンクール	株式会社 ニシザワ	令和8年6月1日(月)から令和8年9月13日(日)	表彰式 伊那市創造館 12月上旬予定	承認	
後援	8-003	第12回商工フェア	上伊那民主商工会	令和8年8月23日(日)10:00~15:00	いなせ(多目的広場と生涯学習センター)	承認	
後援	8-004	イベント第147回「子育て地蔵尊すくすく縁日」	“あつい！こまがね”	令和8年4月19日(日)8:00~令和9年3月21日(日)13:00	東町裏線 銀座通り	承認	
後援	8-005	第66回上伊那母親大会	上伊那母親連絡会	令和8年6月21日(日)10:00~15:30	駒ヶ根市赤穂公民館	承認	
後援	8-006	琴伝流大正琴 虹彩 第43回上伊那地区交歓会	琴伝流大正琴上伊那地区指導者会 虹彩	令和8年8月30日(日)12:00~16:00	赤穂公民館	承認	
後援	8-007	信越連盟春季大会	駒ヶ根リトルシニア	令和8年4月25日(土)17:00~17:00 令和8年4月28日(日)7:00~17:00 令和8年4月29日(水)7:00~17:00	駒ヶ根アルプス球場	承認	
後援	8-008	17回 駒ヶ根もみじクラブ	駒ヶ根もみじクラブ実行委員会	令和8年10月17日(土)10:00~17:00 令和8年10月18日(日)10:00~16:00	アルプスドーム(ふるさとの丘周辺)	承認	
後援	8-009	令和8年度 手しごと市場	ものづくり応援団	令和8年4月1日(水)~令和8年11月30日(月)	駒ヶ根高原 駒ヶ根ファームス周辺(屋外)	承認	新規
後援	8-010	令和8年度 明るい選挙啓発ポスター作品募集	駒ヶ根市選挙管理委員会	令和8年5月11日(月)から令和8年9月1日(水)まで 第1次募集9月上旬 第2次募集10月上旬 第3次募集11月初旬	県内の小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	承認	
後援	8-011	北川製菓ドーナツの日	株式会社 北川製菓	令和8年6月6日(土)10:00~16:00	宮田村1934-5 (北川製菓工場周辺)	不承認	新規
後援	8-012	赤穂高校・駒ヶ根工業高校 芸術鑑賞	上伊那地区高校芸術鑑賞会	令和8年6月2日(火)16:00~17:00	駒ヶ根市文化会館 ホール	承認	
後援	8-013	「令和時代のお小遣いの渡し方 オンラインセミナー」	Uruoiラボ	令和8年7月1日(水)9:00(金)10:00~11:00 令和8年7月4日(土)10:00~11:00/15:00~16:00/20:00~21:00 令和8年7月5日(日)10:00~11:00/16:00~17:00	オンライン	不承認	新規

共催 0 件  
後援 19 件  
協賛 0 件  
19 件

うち新規 4 件

承認 17 件  
不承認 2 件  
協議中 0 件  
19 件